

令和7年度 久留米市会計年度任用職員採用試験案内

【 保育職 】

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職務内容	採用予定人員
保育職	幼児教育研究所における発達に遅れや偏りがある未就学児の療育業務及び行動観察業務に従事します。	2人程度

- (1) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。
- (2) 久留米市が職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。

2 受験資格

試験区分	受験資格
保育職	保育士として登録されている人又は幼稚園教諭（二種以上）、小学校教諭（二種以上）、特別支援学校教諭（二種以上）の免許を所持している人 令和8年3月31日までに保育士として登録される見込みの人又は幼稚園教諭（二種以上）、小学校教諭（二種以上）、特別支援学校教諭（二種以上）の免許を取得する見込みの人

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、又は現在勤務している人も受験できます。ただし、令和8年度に会計年度職員として任期を有する人は受験できません。
- (2) 最終合格者には、資格を有することを証明する書類（免許状の写し、資格証明書、成績証明書など）を提出していただきます。当該資格を有することを証明できない場合には採用されません。また、資格取得見込みの人で令和8年3月31日までに資格を取得できなかった場合も採用されません。
- (3) 上記の受験資格があっても、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3ページに記載しています。

3 試験の日程及び会場

日時等	会 場
2月8日（日） 11時00分集合	総合幼児センター2階（久留米市荘島町11番地1） 電話（0942）35－3812

- (1) 試験の詳細なスケジュールは、本採用試験の開始時に説明します。
- (2) 試験の日程及び会場は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。

4 試験の方法及び内容

試験科目	方法・内容
面接試験	面接を通じて会計年度任用職員（保育職）としてふさわしい人物かどうかを判定します。

- (1) 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用など）を希望する人は、申込み時に申し出てください。
補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

5 試験当日に持参するもの

- ・受験票

6 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

令和8年1月9日（金）～2月2日（月）午前8時30分から午後5時15分まで

- 郵送の場合は 2月2日（月）必着。
- 土曜日、日曜日は受け付けません。

- ① 提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

「受験申込書（要写真貼り付け）」、「受験票」、「面接カード」及び「誓約書」を次のいずれかの方法で提出してください。

① 持参する場合

久留米市子ども未来部幼児教育研究所（久留米市荘島町11番地1）に持参

（受験票は85円の郵便はがきの裏に貼付し、表に申込者の送付先を記入してください。）

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市子ども未来部幼児教育研究所宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で送付してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。（受験票は85円の郵便はがきの裏に貼付し、表に申込者の送付先を記入してください。）

(3) 受験票の交付

受験票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験票が2月5日（木）までに届かない場合又は紛失した場合は、必ず久留米市子ども未来部幼児教育研究所まで連絡してください。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 合格者発表

（日時）令和8年2月16日（月） 午前10時00分

（方法）合格者の受験番号を、久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対して、その可否の結果を郵送により通知します。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ①対 象 者 本採用試験の不合格者（試験において、すべての科目を受験した人に限ります。）
- ②請求方法 「受験票」「本人であることを示す書類（運転免許証等）」を、久留米市子ども未来部幼児教育研究所まで持参してください。
- ③開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④開示期間 合格発表の日から1か月間

8 採用候補者名簿への登載及び任期等

任期等
合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日まで任用されます。なお、勤務成績が良好で公務の運営上必要があるときに限り、原則2回最大4回まで再度の任用をする場合があります。（最長令和13年3月31日まで）

- (1) 採用候補者名簿の有効期限は作成日から1年間で、この間に採用にならない場合があります。
- (2) 業務の都合により令和8年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和9年3月31日までの任期となります。
- (3) 採用にあたっては、任命権者において、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (4) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

9 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- ① 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それらに対する解答・応答もすべて日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- ① 公権力の行使に該当する職務
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規則、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職
市政方針や政策決定等に関与し、権力を持って意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

10 給与及び主な勤務条件

種 類	会計年度任用職員（保育職）
勤務地等	幼児教育研究所（荘島町11番地1）
給 与	時間給：1,401円（地域手当含む） ※地域手当を含まない額は、1,348円になります。 諸手当：期末・勤勉手当、通勤手当、地域手当等あり
勤務時間	午前9時から午後5時までのうち、1日4時間～6時間程度 週16時間以内（シフト表により指定します）
休日等	原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始
休暇等	特別休暇等があります。
社会保険	なし

- (1) 上記金額は給与改定等により変更になることがあります。
(2) 通勤手当は、通勤手段・距離に応じて金額を決定します。
(3) 期末・勤勉手当は、別途、支給要件があります。

11 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-0042 久留米市荘島町11番地1
久留米市子ども未来部幼児教育研究所
【電話】0942-35-3812（直通） 【FAX】0942-35-3886
【アドレス】yohken@city.kurume.lg.jp

試験会場（総合幼児センター） 案内図

